

令和3年1月12日

各施設長様

那覇市こども教育保育課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る家庭内等感染の防止対策等の周知について
【第37報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本市の教育・保育施設においては、家庭内や会食による感染経路により園児や保育者が感染し、そこからクラスター（感染者集団）が発生するなどの事例がみられております。

それらの現状を受け、ご家庭及び園におかれましては、下記の感染防止対策等について、お取組くださいますようお願いいたします。

各施設長におかれましては、園からの文書等に本通知文書を添付するなどにより保護者の皆様へのご周知をお願いいたします。

記

- 1 感染防止の基本である「3密対策（特に、暖房中等におけるこまめな換気）」
「マスクの着用」「丁寧な手洗い」を徹底すること
特に、会食は「4人以内」「2時間以内」等、実施する際は十分な感染対策を講じること（別添資料参照）
- 2 国の緊急事態宣言が発令された地域（1月7日時点：東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県）には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、不要不急の外出自粛要請が出されていることから、**当該地域との不要不急な往来については、自粛をすること**（今後、追加される地域が出た場合は同様とします）やむを得ず渡航する際には、**事前に園に連絡すること**
また、当該地域から県内への移動（転入を含む）がある場合は、園児、職員のみならず、その家族を含め症状の有無にかかわらず別紙健康観察シートにて**十分な健康観察を実施すること**（家族のみの移動についても同様とします。）
- 3 家族に風邪症状がある場合において、県の警戒レベルが第3段階及び第4段階にあつては、**園児の登園については可能な限り控えるよう依頼すること**
- 4 園児の送迎について、現時点においては、できるだけ玄関先での対応をすることとし、園に立ち入る際には「マスクの着用」「手指消毒」「検温」を実施の上立ち入るよう依頼すること
- 5 家族に感染者の発生した場合及び保健所から濃厚接触者として指定された場合は、**直ちに施設まで連絡し、検温シートは家族を含めて記入すること**
- 6 ご家族、職員の皆さんも**毎日の検温と体調管理**を徹底すること
特に、職員は記録として残すこと

本件の担当
那覇市こども教育保育課
指導主幹 名渡山 よし乃
電話：861-2113
E-mail 47066YOSI@city.naha.lg.jp

【保護者の皆様へ】

緊急事態宣言が発出されている地域から沖縄県に移動する園児、ご家族の皆様は、当該地域へ渡航する前1週間から沖縄県に移動後2週間の間、朝（登園前）と夕（帰宅後）の検温及び健康状態の確認を行い、毎朝、園へ持たせ、体調異常の有無について、園へ報告をしてください。

発熱や風邪の症状がある場合は、自宅で休養してください。

【相談・受診の目安】

少なくとも以下のいずれかに該当する場合は、すぐに「新型コロナウイルス感染症相談窓口（コールセンター）（098-866-2129）」やかかりつけ医療機関に電話等で相談してください。

◆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ◆基礎疾患等があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

◆上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が続く場合は必ず相談。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合はすぐに相談。解熱剤等を飲み続けなければならない場合も同様。）

		1	2	3	4	5	6	7	渡航	渡航	渡航	帰沖1	2	3	4	5
月日		7月1日	7月2日	7月3日	7月4日	7月5日	7月6日	7月7日	7月8日	7月9日	7月10日	7月11日	7月12日	7月13日	7月14日	7月15日
曜日		水														
朝 (登園前)	検温時間	6:45							お温渡 願等航 い体期 し調間 ま管中 す理も を検							
	体温	36.8														
	風邪の症状 (咳、のどの痛み、 だるさ、息苦し さ、その他)	なし														
	家族の発熱や 風邪症状	なし														
夕 (帰宅後)	検温時間	7:30														
	体温	36.0														
	風邪の症状 (咳、のどの痛み、 だるさ、息苦し さ、その他)	なし														
	備考															

保護者

